

病害虫のまん延防止にご協力をお願いします

移動規制の対象地域から以下の持ち出せないものが届いた場合には、植物防疫所にご連絡をお願いします



移動規制について

沖縄県、奄美群島、トカラ列島、小笠原諸島にはサツマイモなどに被害を与える害虫が、また、沖縄県、沖永良部島、与論島にはカンキツ類に被害を与える病気が発生しています。

これらの病害虫のまん延を防止するため、一部の植物等は、植物防疫法により対象地域からの持ち出しが規制(下の表)されています。違反すると罰せられることがありますので、ご注意ください。

移動規制の対象地域

持ち出せないもの

植物の例

病害虫

沖縄県全域 ※1
※2

サツマイモ(紅イモなど)
エンサイ(空心菜・ウンチェーバー)
アサガオ、グンバイヒルガオ
モミジバヒルガオ、オオバハマアサガオ
などの生莖葉および地下部

アリモドキゾウムシ
イモゾウムシ
サツマイモノメイガ
アフリカマイマイ※6

カンキツ類、ゲッキツ
オオバゲッキツ(カレーリーフ)
イチジク、サルカケミカン
ワンビ などの生植物※5

カンキツグリーニング病菌
ミカンキジラミ

奄美群島
トカラ列島※3
小笠原諸島※4

サツマイモ(紅イモなど)
エンサイ(空心菜・ウンチェーバー)
アサガオ、グンバイヒルガオ
モミジバヒルガオ、オオバハマアサガオ
などの生莖葉および地下部

アリモドキゾウムシ
イモゾウムシ
サツマイモノメイガ
アフリカマイマイ※6

奄美群島の一部※2
(沖永良部島
与論島)

カンキツ類、ゲッキツ
オオバゲッキツ(カレーリーフ)
イチジク、サルカケミカン
ワンビ などの生植物※5

カンキツグリーニング病菌
ミカンキジラミ

持ち出しができる場合もあります



蒸熟処理の様子

■サツマイモの生塊根

蒸熟処理(数日必要)を行えば持ち出せます。なお、サツマイモの加工品は、自由に持ち出すことができます。

詳しくは、事前に裏面★印の植物防疫所にお問い合わせください。なお、現在小笠原諸島には蒸熟処理施設がありません。



カンキツ類の苗木

■カンキツ類の苗木、穂木、生莖葉

検査(1年以上必要)を受け、病害虫の付着が無いことが確認できれば持ち出せます。



オオバゲッキツ
(カレーリーフ)の生莖葉

■イチジク、ゲッキツ、オオバゲッキツ、(カレーリーフ)などの苗木、穂木、生莖葉

検査を受け、ミカンキジラミの付着が無いことが確認できれば持ち出せます。

乾燥した葉は検査を受けずに持ち出せます。

※1 久米島、津堅島ではアリモドキゾウムシが根絶されましたので、沖縄本島などのアリモドキゾウムシの発生地で生産されたり、発生地を経由しサツマイモは、久米島、津堅島への持ち込みが規制されています。

※2 カンキツグリーニング病菌及びミカンキジラミの対象植物については、「沖縄県全域」及び「奄美群島の一部」の間でも相互に持ち込みが規制されています。

※3 トカラ列島では、アフリカマイマイは発生していません。イモゾウムシは、トカラ列島のうち宝島でのみ発生しています。

※4 小笠原諸島ではサツマイモノメイガは発生していません。

※5 生植物とは、苗木・穂木・生莖葉を指し、種子・生果実・乾燥した植物(乾燥葉など)は除きます(葉や茎(枝)の付いた生果実は持ち出せませんのでご注意ください)。

※6 アフリカマイマイは、植物以外にも付着する可能性があります。